

市の沿革（総務課）

1. おいたち

日本一の鳥取大砂丘を有する「鳥取市」は、中国山地から日本海へ北流する千代川流域にひらけた鳥取平野に、古く城下町として生まれ、江戸時代は、鳥取藩池田家32万石の城下町として栄えた。

明治22年10月1日市制を施行し、大正12年に富桑村を編入、昭和7年から昭和12年にかけて、稲葉村をはじめとする周辺4村を編入、昭和28年には千代川左岸地域を中心に15村を編入、昭和30年に米里村、昭和38年に津ノ井村を編入し、県都として、また、山陰地方東部の中核都市として、政治、経済、文化の中心となり発展してきた。

平成の市町村合併により、平成16年11月1日、県東部の6町2村と合併、山陰地方で初めて20万人都市となり、平成17年10月1日には、特例市へ移行した。また、平成30年4月1日の中核市移行と併せて「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏」を形成し、各自治体等との連携による取り組みを行っている。

2. 主なできごと

時代	西暦	年号	主なできごと
戦国	1545	天文14	山名誠通 久松山に築城（因幡民談記による）
	1573	天正元	山名豊国 天守櫓築城（城下町鳥取誕生）
安土桃山	1581	天正9	吉川経家 羽柴秀吉鳥取城包囲により落城
江戸	1617	元和3	池田光政 姫路より城主として入城（32万石）
	1632	寛永9	池田光仲 岡山より城主として入城（池田家初代）
	1867	慶応3	池田慶徳 大政奉還（12代）
明治	1889	明治22	市制施行
	1896	29	鳥取40連隊設置
	1907	40	仁風閣建築（皇太子を迎える）
	1912	45	山陰鉄道 京都～出雲間（現在の山陰本線）全通
大正	1912	大正元	千代川氾濫による大洪水
	1915	4	上水道給水開始
	1918	7	千代川氾濫による大洪水
	1921	10	鳥取高等農業学校（現在の鳥取大学）開校
	1923	12	千代川氾濫による大洪水
	1925	14	鳥取駅前に温泉湧出
昭和	1930	昭和5	千代川の大改修完成
	1943	18	鳥取大地震（M. 7. 2 死者1, 083人）
	1949	24	鳥取大学発足
	1952	27	鳥取大火災（焼失面積1. 6km ² ）
	1953	28	15村合併により市の行政基盤固まる（人口63千人から99千人へ）
	1955	30	鳥取砂丘天然記念物に指定
	1963	38	〃 国立公園に指定
	1964	39	市庁舎完成、釧路市と姉妹都市提携（3月18日）
	1967	42	鳥取空港完成
	1972	47	姫路市と姉妹都市提携（3月8日）
	1978	53	鳥取駅高架化完成
1983	58	つのいニュータウン事業実施基本計画の認可（9月8日）	
1985	60	鳥取南バイパス、駅南広場完成、ジェット機就航、第40回国体（わかとり）開催	
平成	1989	平成元	市制施行100年、'89鳥取・世界おもちゃ博覧会開催、市第2庁舎開庁
	1990	2	韓国・清州市と姉妹都市提携（8月30日）、鳥取港全面供用開始

時代	西 暦	年 号	主 な で き ご と
平成	1991	3	鳥取砂丘の草原化対策に着手（除草実験・松の抜去）
	1992	4	老人保健施設「やすらぎ」、「新産業創造センター」竣工
	1995	7	市立病院の新築移転、わらべ館の開館（7月7日）
	〃	〃	岩国市と姉妹都市提携（10月13日）
	1997	9	「学習交流センター鳥取」竣工
	〃	〃	「東部広域リファーレンいなば」、「鳥取県東部環境クリーンセンター」竣工
	1998	10	第22回全国育樹祭、とっとり出会いの森で開催
	〃	〃	水道局庁舎新築移転
	1999	11	鳥取新都市（つのいニュータウン）開発整備事業完了
	2000	12	鳥取市歴史博物館「やまびこ館」の開館（7月1日）
	〃	〃	農村型CATV（いなばびよんびよんネット）開局（7月1日）
	2001	13	鳥取環境大学開学（4月1日）
	〃	〃	障害者福祉センター「さわやか会館」開館（5月23日）
	〃	〃	ドイツ・ハーナウ市と姉妹都市提携（11月20日）
	2002	14	ワールドカップサッカー・エクアドル代表チームがキャンプ
	〃	〃	国民文化祭・とっとり2002開催（10月11日）
	〃	〃	男女共同参画センター「輝（き）なんせ鳥取」オープン（10月6日）
	2003	15	市民活動推進センター「アクティブとっとり」オープン（7月13日）
	2004	16	国府町、福部村、河原町、用瀬町、佐治村、気高町、鹿野町及び青谷町を編入合併（11月1日）
	〃	〃	市駅南庁舎開庁
	2005	17	駅南庁舎に市中央図書館が移転開館
	〃	〃	特例市へ移行
	〃	〃	郡山市と姉妹都市提携（11月25日）
	2006	18	白兔と河原の2ヶ所の「道の駅」同時オープン
	2007	19	市の鳥「オオルリ」制定
	2008	20	鳥取市自治基本条例制定
	2009	21	2009 鳥取・因幡の祭典開催（4月～3月）
	〃	〃	新しい鳥取市民憲章を制定（10月1日）
	2010	22	鳥取自動車道（県内区間）全線開通（3月）
	〃	〃	山陰海岸ジオパークが「世界ジオパークネットワーク」に加盟（10月）
〃	〃	江山浄水場完成、全面供用開始（12月）	
2011	23	食のみやこ鳥取県販売拠点施設「わったいな」がオープン（6月）	
〃	〃	第31回全国豊かな海づくり大会開催（10月）	
〃	〃	殿ダム完成（11月）	
2012	24	鳥取環境大学公立大学法人化（4月）	
〃	〃	鳥取砂丘「砂の美術館」（常設設備）開設（4月）	
〃	〃	鳥取市庁舎整備に関する住民投票を実施（5月）	
2013	25	鳥取自動車道（鳥取IC～佐用JCT）全線開通（3月）	
〃	〃	全国都市緑化とっとりフェア開催（9～11月）	
2014	26	鳥取空港（東京～鳥取）5便化決定（3月）	
〃	〃	しゃんしゃん傘踊りがギネス世界記録認定（8月）	
2015	27	第4回アジア太平洋ジオパークネットワーク山陰海岸シンポジウムが日本初開催（9月）	
2016	28	鳥取県中部を震源とする地震が発生し、青谷、鹿野地域の家屋等へ被害（10月）	
2017	29	33年ぶりの豪雪により農林水産業に甚大な被害（2月）	
2018	30	中核市へ移行（4月）	
〃	〃	日本遺産「北前船寄港地」に鳥取市賀露地区・青谷地区が追加認定（5月）	
〃	〃	特別警報が発令される記録的豪雨により、家屋等へ甚大な被害（7月）	

3. 市域の変遷

番号	年 月 日	面 積	備 考
①	明治22. 10. 1	6. 61km ²	市制施行
②	大正12. 5. 10	10. 75	富桑村編入 (4. 14km ²)
③	昭和 7. 4. 1	21. 82	稲葉村編入 (11. 07km ²)
④	〃 8. 4. 1	34. 82	中ノ郷村編入 (13. 00km ²)
⑤	〃 8. 10. 1	40. 11	美保村編入 (5. 29km ²)
⑥	〃 12. 2. 15	45. 12	賀露村編入 (5. 01km ²)
⑦	〃 28. 7. 1	219. 44	神戸村編入 (23. 06km ²) 大和村編入 (9. 53km ²) 美穂村 〃 (5. 77km ²) 大正村 〃 (5. 08km ²) 東郷村 〃 (16. 87km ²) 豊実村 〃 (6. 62km ²) 明治村 〃 (37. 16km ²) 吉岡村 〃 (12. 32km ²) 大郷村 〃 (9. 50km ²) 末恒村 〃 (11. 85km ²) 湖山村 〃 (12. 14km ²) 松保村 〃 (10. 21km ²) 千代水村 〃 (5. 11km ²) 面影村 〃 (3. 21km ²) 倉田村 〃 (5. 89km ²)
⑧	〃 30. 7. 20	227. 39	米里村編入 (7. 95km ²)
⑨	〃 38. 4. 22	237. 25	津ノ井村編入 (9. 86km ²)
⑩	〃 51. 12. 1	237. 29	河原町と境界変更
⑪	〃 59. 11. 1	237. 28	国府町と境界変更
⑫	平成元. 1. 10	237. 01	官報公告により面積値修正
⑬	〃 2. 7. 27	237. 06	公有水面埋立
⑭	〃 2. 11. 2	237. 09	公有水面埋立
⑮	〃 9. 7. 1	237. 20	公有水面埋立
⑯	〃 16. 11. 1	765. 66	国府町(93. 40km ²)、福部村(34. 94km ²)、河原町(83. 62km ²)、 用瀬町(81. 60km ²)、佐治村(79. 89km ²)、気高町(34. 31 km ²)、鹿野町(52. 77km ²)、青谷町(67. 93km ²) 編入
⑰	〃 27. 3. 6	765. 31	国土地理院公表に伴う変更

4. 地 勢

鳥取市は、鳥取県の東部に位置し、北は日本海に面し、東は岩美町および一部兵庫県、西は湯梨浜町および三朝町、南は八頭町、智頭町および一部岡山県と接し、県庁所在都市として鳥取県東部広域圏の中心をなしている。

岡山、姫路からは100km、神戸、大阪、京都からは150kmの圏域にある。

面積 (km ²)	位 置	
	東 経	北 緯
765. 31	極東 134° 26′ 27″	極南 35° 16′ 17″
	極西 133° 56′ 46″	極北 35° 34′ 22″

人 口（総務課）

1. 世帯・人口（国勢調査）

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口（人）	131,060	137,060	142,467	146,330	200,744	201,740	197,449	193,717
世帯数（世帯）	39,288	41,642	45,311	48,840	67,790	72,353	73,288	75,941

（平成12年は合併町村を含む合計値）

2. 人口動態

区 分	自然増減		社会増減			
	出生数	死亡数	転入者数	転出者数		
平成15年度	223	2,008	1,785	-183	6,013	6,196
16	79	1,823	1,744	-354	6,589	6,943
17	-60	1,788	1,848	-752	5,493	6,245
18	83	1,875	1,754	-703	5,397	6,100
19	-72	1,852	1,924	-806	5,175	5,981
20	-213	1,717	1,930	-736	5,338	6,074
21	-267	1,674	1,941	-265	5,205	5,470
22	-370	1,691	2,061	-364	4,982	5,346
23	-268	1,809	2,077	-836	4,763	5,599
24	-377	1,642	2,019	-1,000	5,021	6,021
25	-433	1,667	2,100	-455	5,235	5,690
26	-466	1,628	2,094	-383	5,099	5,482
27	-523	1,652	2,175	-83	5,029	5,112
28	-652	1,519	2,171	-360	4,919	5,279
29	-802	1,432	2,234	-604	4,719	5,323

人口動態 平成29年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

人 口	自然増減		社会増減			
	出生数	死亡数	転入者数	転出者数		
188,739	-802	1,432	2,234	-604	4,719	5,323

3. 年齢（3区分）別人口（国勢調査）

区 分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口総数	131,606	137,060	142,467	146,330	200,744	201,740	197,449	193,717
増加率（%）	7.2	4.6	3.9	2.7	37.2	0.5	△2.1	△1.9
年齢別人口 0～14歳	30,626	31,205	29,105	26,645	31,947	28,901	27,054	25,742
15～64歳	87,284	90,794	94,816	97,434	129,639	129,937	123,636	115,038
65歳以上	13,112	15,054	18,238	22,157	38,858	42,577	45,373	51,027

（平成12年は合併町村を含む合計値）

4. 産業別就業者数（国勢調査）

区 分		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
就 業 者 数		66,407	69,944	73,688	103,039	99,613	96,023	93,021
内 記	第 1 次 産 業	5,447	4,543	4,242	8,014	7,419	5,321	5,219
	農 業	5,048	4,226	3,952	7,501	7,037	4,881	4,749
	林 業	99	71	71	175	100	216	240
	漁 業	300	246	219	338	282	224	230
	第 2 次 産 業	19,474	21,440	21,820	31,642	25,616	20,825	19,037
	鉱 業	10	26	21	64	25	16	14
	建 設 業	5,092	5,643	7,088	11,519	9,655	7,136	7,149
	製 造 業	14,372	15,771	14,711	20,059	15,936	13,673	11,874
	第 3 次 産 業	41,394	43,844	47,339	62,754	64,934	61,790	64,810
	電気・ガス・熱供給・水道業	479	463	481	601	506	469	519
	運輸（・通信）業	3,384	3,362	3,353	4,252	3,018	3,203	3,192
	情報通信業					1,280	1,338	1,506
	卸売・小売業（、飲食店）	15,768	16,389	17,115	21,324	16,675	14,303	13,783
	飲食店、宿泊業					4,704	5,026	4,904
	医療、福祉					9,702	11,393	13,665
	教育、学習支援業					5,769	5,567	5,703
サービス業	15,198	16,794	19,494	27,760	12,952	11,027	11,767	
複合サービス業					1,548	770	839	
金融・保険業	2,652	2,836	2,762	3,077	2,706	2,724	2,745	
不動産業	363	414	494	558	682	1,022	1,145	
公務	3,550	3,586	3,640	5,182	5,374	4,948	5,042	
分類不能の産業	92	117	287	629	1,644	8,087	3,955	

※平成12年は合併町村を含む合計値。平成17年国勢調査より産業分類再編。

情報公開制度（総務課）

1. 情報公開制度とは

行政文書の開示を請求する市民の権利を明らかにし、市が保有している情報を公開することによって、市政への市民の参加の促進、市政に対する理解と信頼の確保を図り、公正で開かれた市政を一層推進しようとするものである。

2. 制度を利用できる方

個人、法人を問わず、だれでも開示請求をすることができる。

3. 制度を実施する機関

・市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者、議会

4. 対象となる行政文書

職員が職務上作成または取得した文書、図画及び電磁的記録で、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものが対象となる。

5. 開示しない情報

情報公開制度では、原則公開としているが、次のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書については、開示しないこととしている。

- (1) 法令等の規定により公にすることができないとされる情報
- (2) 個人に関する情報
- (3) 法人等の事業に関する情報
- (4) 公共の安全秩序情報
- (5) 国等との協力関係情報
- (6) 事務事業の執行に関する情報
- (7) 意思形成過程情報
- (8) 合議制機関等議事運営情報

※ 内容によっては、行政文書が存在しているかどうかを明らかにすることができない場合もある。

6. 請求の方法

「開示請求書」に所定の事項（住所、氏名、必要とする行政文書の内容など）を記入して、開示を請求。
（受付窓口：市役所総務課公文書管理室、水道局総務課、市立病院総務課）

7. 開示・不開示等の決定

請求のあった日から15日以内に開示・不開示等を決定し、通知書でお知らせする。ただし、やむを得ない理由があるときは、決定期間を延長することがある。

8. 開示の方法・費用

開示は決定通知書でお知らせした日時に、指定の場所で閲覧や写しの交付によって行う。閲覧に係る手数料は無料としているが、写しの交付の場合は、モノクロームA3版まで1枚（片面）につき10円、カラーA3版まで1枚（片面）につき50円のコピー代を負担していただく。

9. 決定に不服があるとき

開示請求に関する決定に不服のある場合は、行政不服審査法による審査請求ができる。この場合、「鳥取市情報公開・個人情報保護審査会」で審査を行い、実施機関はその審査結果を尊重し、審査請求に対する裁決を行う。

個人情報保護制度（総務課）

1. 個人情報保護制度とは

情報通信技術の発展により、情報が大量かつ迅速に流通し、私達の生活に多くの利便をもたらしている。その一方で、自分の知らないところで個人情報が利用されるなど、不適正な取扱いによって個人の

権利利益が侵害される危険性が高まっている。

そこで、鳥取市では、市が保有する市民の個人情報を守り、適正に取り扱うため「鳥取市個人情報保護条例」を制定し、次のようなことを定めた。

- ◎市が市民の個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に定める特定個人情報を含む。以下同じ。）を取得、管理、利用、提供などを行う場合のルール
- ◎市民が自己の個人情報の開示や訂正などを求める権利

2. 制度における個人情報とは

市が課税や市民サービスなどのあらゆる業務を行うため保有している個人に関する情報（氏名、住所、生年月日、収入など）をいう。

3. 制度を実施する機関

- ・市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者、議会

4. 個人情報を適正に取り扱うためのルール

◆個人情報の取得の制限◆

- ・取得する目的を明確にし、必要な範囲内で取得する。
- ・原則として、本人から取得し、思想、信条、信教、社会的差別の原因となるおそれのある情報は、取得しない。

◆個人情報の利用及び提供の制限◆

- ・原則として取得した目的以外に利用、提供しない。
- ・オンライン結合による個人情報の提供は、原則として行わない。

◆個人情報の適正な管理◆

- ・個人情報は、正確で最新のものを保有する。
- ・個人情報の漏えい、改ざん等を防止する。
- ・必要がなくなった個人情報は原則として速やかに廃棄する。

◆個人情報取扱事務登録簿の閲覧◆

市がどのような個人情報を取得し、どのように利用しているかなどを明らかにするため、個人情報を取り扱っている事務の目的や内容などを記録した「個人情報取扱事務登録簿」を作成し、市民にお知らせする。この登録簿は、総務課で自由に閲覧できる。

5. 個人情報の開示、訂正などを求める権利

◆開示請求権◆

だれでも、市が保有している自己に関する個人情報の開示請求をすることができる。開示請求書が提出された場合、15日以内に開示の可否を決定し、通知書でお知らせする。ただし、やむを得ない理由があるときは、決定期間を延長することができる。

※請求の際には、運転免許証やパスポートなど本人であることを証明する書類が必要。

◆開示できない個人情報◆

開示請求のあった個人情報は、原則として開示されるが、次に掲げる情報が含まれている個人情報

は、開示できない場合がある。

- 1 法令等により開示をすることができない情報
- 2 本人の生命、健康、生活、財産を害するおそれがある情報
- 3 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する情報
- 4 本人以外の情報が含まれている場合
- 5 犯罪の予防、公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- 6 国等との間における協議、協力、依頼等に基づいて市が作成、または取得した情報
- 7 市の機関内部、機関相互、市の機関と国等との間における審議、検討、協議に関する情報
- 8 監査、検査、取締り、試験、租税の賦課及び徴収、契約、交渉、争訟、調査研究等に関する情報

※内容によっては個人情報が存在しているかどうかを明らかにすることができない場合もある。

◆費用◆

個人情報の開示等に係る手数料は無料とするが、写しの交付を希望される場合は、モノクローム A 3 版まで 1 枚（片面）につき 10 円、カラー A 3 版まで 1 枚（片面）につき 50 円のコピー代を負担していただく。

◆訂正等請求権◆

開示を受けた自分の個人情報が事実と違う場合は、その個人情報の訂正、追加、削除を請求することができる。訂正等請求書が提出された場合、すみやかに訂正等の可否を決定し本人に通知するが、訂正等に係る調査や事実確認に期間を要する場合には、遅くとも 30 日以内に、訂正等をするかどうか決定する。

※請求の際には、運転免許証やパスポートなど本人であることを証明する書類とともに、事実を立証する書類が必要。

◆利用停止等請求権◆

開示を受けた自分の情報が、取得の制限に違反して集められた場合や、取得した目的以外に利用されている、または提供されている場合には、その利用の停止、消去、提供の停止を請求することができる。利用停止等請求書が提出された場合、すみやかに利用停止等の可否を決定し本人に通知するが、利用停止等に係る調査や事実確認に期間を要する場合には、遅くとも 30 日以内に、利用停止等をするかどうか決定する。

※請求の際には、運転免許証やパスポートなど本人であることを証明する書類が必要。

6. 決定に不服があるとき

開示請求や訂正等請求などに関する決定に不服のある場合は、行政不服審査法による審査請求ができる。この場合、「鳥取市情報公開・個人情報保護審査会」で審査を行い、実施機関はその審査結果を尊重し、審査請求に対する裁決を行う。

マイナンバー（社会保障・税番号）制度（総務課）

1. マイナンバー制度とは

平成 25 年 5 月 31 日に番号法が公布された。全ての国民に付番されるマイナンバー（個人番号）によって、行政機関間等で個人情報を連携して利用することが可能となり、市民の申請手続きの負担軽減と事務の効率化が図られる。

2. マイナンバーの利用範囲

番号法でマイナンバーの利用を社会保障・税・災害対策の3分野に限定し、年金、雇用保険、医療保険の手続き、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続きなど、法で定められた事務に限り、マイナンバーが利用される。

市町村独自の事務についても、社会保障・税・災害対策の分野であれば条例で定めることでマイナンバーを利用できる。

3. マイナンバー制度の目的

①行政の効率化

情報の照合や入力などに要している時間や労力の削減。

②国民の利便性の向上

添付書類の省略など、行政手続きの簡素化による利便性の向上。

③公正な給付やサービスの確保

所得や他の行政サービスの受給状況の正確な把握により、給付漏れや二重給付等を防止。

4. 個人情報の保護措置

特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の取扱いが適正に行われるよう、現行の個人情報保護法等における個人情報保護措置を基本とした上で、一般の個人情報よりもさらに手厚い保護措置が講じられる。

【制度上の保護措置】

①番号法が規定しない特定個人情報の収集・保管、ファイル作成の禁止。

②厳格な本人確認の義務づけ。

③罰則の強化。

④個人情報保護委員会（国の第三者機関）による各機関の監視・監督。 など

【情報システム上の保護措置】

①利用する個人情報は、国が一元管理せず、従来通り各行政機関が分散管理。

②行政機関間の情報連携には、マイナンバーを変換した符号を使用。

③各行政機関で、個人番号事務を実施する権限を持った職員以外がマイナンバーを扱うシステムを利用できないよう制御。 など

5. 制度導入までのスケジュール

平成27年10月 マイナンバー、法人番号の付番及び通知・法人番号利用開始

平成28年1月 マイナンバーカードの交付・マイナンバーの利用開始

平成29年11月 国の機関及び地方公共団体が情報連携及びマイナポータル※運用開始

※マイナポータル：情報提供等記録開示システムの呼称

6. 鳥取市における取り組み体制

マイナンバー制度の導入をさらなる市民サービスの向上と行政運営の効率化につなげていくために、平成26年1月6日に鳥取市社会保障・税番号制度導入推進本部を設置し、業務手順の見直し、特定個人情報保護評価の実施及びマイナンバーカードの利活用検討などに取り組んでいる。

併せて個人情報保護管理対策本部を設置し、教育研修や監査等の実施により、適正な管理運用に必要な

な措置を講じている。

行政不服審査制度（総務課）

1. 行政不服審査制度（行政不服審査法に基づく審査請求）とは

行政不服審査制度とは、行政庁による違法・不当な処分その他公権力の行使に当る行為により、国民の権利利益が侵害された場合に、公平な手続の下で、その簡易な救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保するための制度である。

2. 審査請求の対象

- (1) 行政庁の処分その他公権力の行使に当る行為（行政処分）
- (2) 申請に対する処分の不作為

3. 審査請求ができる者

行政庁の処分又は不作為に不服がある者（ただし、不服を申立てる法律上の利益がある者又は第三者に対する処分によって権利利益の侵害を受ける者に限る。）

4. 審査請求期間

処分があったことを知った日（処分の決定の通知を受け取った日）の翌日から起算して3か月以内。ただし、3か月経過しない場合であっても、処分があった日の翌日から1年を経過した後は、審査請求することができない。

なお、正当な理由があれば、これらの期間を経過した後でも審査請求を認める場合がある。（※別に法令で審査請求期間が定められている場合は、その期間となる。）

5. 審査請求の手続き（市長に対する審査請求の場合）

任意の様式に所定の事項（審査請求の申請の日付、審査請求人の住所、氏名、処分の内容、処分のあったことを知った日、審査請求の趣旨及び理由、処分庁の教示の有無、内容等）を記入し、押印のうえ処分した担当部局又は総務部総務課へ提出する。

6. 審理員による審理の手続き

- (1) 審査請求内容の処分の適法性、妥当性の審理のため、処分に関わりのない者として審理員が第一に審理を行う。（本市では、本市の監査委員事務局の職員から審理員を市長が任命する。）
- (2) 審理員は、処分庁（処分した課）に弁明書を、審査請求人には、弁明書を基にした反論書を求め、審理の上、審理が終結し、請求に対する審理員意見書を作成した後、市長（審査庁:総務部総務課）へ提出する。
- (3) 審査請求人は、前号の審理において処分庁に対して直接質問ができる等の口頭意見陳述の機会を求めることができる。審理員は、請求人の求めに応じて口頭意見陳述を行う。

※行政委員会（教育委員会等）及び附属機関（建築審査会等）又は市長に対する審査請求のうち審理員による審理を行わないもの（情報公開等の開示決定に対する審査請求）は、手続きが異なる。

7. 行政不服審査会による審査の手続き

- (1) 市長（審査庁）は、審理員意見書を基に鳥取市行政不服審査会へ諮問し、審査会は、請求された処分の内容について改めて審査を行う。
- (2) 審査会の委員は、第三者である弁護士、行政書士、学識経験者等で構成され、市長が任命する。
- (3) 審査会は、審査請求人から口頭意見陳述の求めがあり、必要と認める場合は、関係者を集めて口頭意見陳述を行う。
- (4) 審査会は、審査が終了し、審理員意見書の諮問に対して答申をしたときは、市長（審査庁）に送付する。

8. 裁決の手続き

- (1) 市長（審査庁）は、審査会の答申を尊重し、審査請求に対する裁決を行う。ただし、答申の意見と違う裁決を行う場合は、その理由を付すこととされている。
- (2) 市長（審査庁）は、裁決書を審査請求人及び処分庁へ送付し、審査請求人がこの裁決に不服がある場合は、裁決を知った日（裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に裁判所に対して、裁決の取消しについて市長を被告として訴えることができる。

9. 審査請求してから裁決までの期間（標準処理期間）

本市では、審査請求してから裁決がなされるまでの期間を概ね6か月としている。

10. 審査請求に対する費用について

審査請求に対する費用は無料である。ただし、審理手続に係る資料及び行政不服審査会の審査に係る資料のコピーは、有料となる。（A3版までモノクローム1枚（片面）10円、カラー（片面）20円）

平成30年度予算の概要（行財政改革課）

1. 一般会計

(1) 財政規模

予算総額	98,903,549千円	対前年度伸率	2.8%
（うち一般財源	54,208,848千円	対前年度伸率	1.7%
※地方財政計画	86.9兆円	対前年度伸率	0.3%

(2) 歳入

（単位：千円）

科目	30年度 当初+6月(A)	29年度 当初(B)	増減 (A)-(B)	伸び率 (%)	構成比(%)	
					30年度	29年度
① 市 税	23,220,565	22,900,000	320,565	1.4	23.5	23.8
2 地方交付税	22,408,394	22,367,060	41,334	0.2	22.7	23.3
3 地方特例交付金	89,205	85,744	3,461	4.0	0.1	0.1
4 その他交付金	4,808,048	4,429,788	378,260	8.5	4.9	4.6
⑤ 分担金・負担金	1,012,599	999,336	13,263	1.3	1.0	1.0
⑥ 使用料・手数料	1,396,026	1,629,524	▲233,498	▲14.3	1.4	1.7
7 国・県支出金	18,639,670	18,523,886	115,784	0.6	18.8	19.3

⑧	財 産 収 入	102,885	109,692	▲ 6,807	▲ 6.2	0.1	0.1
9	市 債	13,001,600	12,029,600	972,000	8.1	13.1	12.5
内 訳	通 常 債	9,901,600	8,929,600	972,000	10.9	10.0	9.3
	特 例 債	3,100,000	3,100,000	0	0.0	3.1	3.2
⑩	そ の 他	14,224,557	13,125,370	1,099,187	8.4	14.4	13.6
	計	98,903,549	96,200,000	2,703,549	2.8	100.0	100.0

(注)「(2)歳入」のうち、○印が自主財源。

(3) 歳 出

(単位：千円)

科 目	30年度 当初+6月(A)	29年度 当初(B)	増 減 (A)-(B)	伸び率 (%)	構 成 比 (%)		
					30年度	29年度	
① 人 件 費	12,541,029	11,933,889	607,140	5.1	12.7	12.4	
うち職員人件費	9,531,973	9,319,880	212,093	2.3	9.6	9.7	
2 維 持・物 件 費	13,161,391	12,352,474	808,917	6.5	13.3	12.9	
③ 扶 助 費	19,531,350	18,795,999	735,351	3.9	19.6	19.5	
4 補 助 費 等	10,763,129	10,245,090	518,039	5.1	10.9	10.7	
5 投 資 的 経 費	13,225,106	12,438,284	786,822	6.3	13.4	12.9	
内 訳	普通建設・補助事業	4,006,473	3,554,762	451,711	12.7	4.1	3.7
	普通建設・単独事業	8,919,905	8,602,168	317,737	3.7	9.0	8.9
	そ の 他	298,728	281,354	17,374	6.2	0.3	0.3
	災 害 復 旧 費	0	0	0	-	0.0	0.0
6 出 資・貸 付・積 立 金	8,759,636	8,876,772	▲ 117,136	▲ 1.3	8.9	9.2	
⑦ 公 債 費	9,668,667	10,011,651	▲ 342,984	▲ 3.4	9.8	10.4	
8 繰 出 金	11,253,241	11,545,841	▲ 292,600	▲ 2.5	11.4	12.0	
	計	98,903,549	96,200,000	2,703,549	2.8	100.0	100.0

(注)「(3)歳出」のうち、○印が義務的経費。

(4) 予 算 の 分 析

(単位：千円)

区 分	30年度 (A)	29年度 (B)	増 減 (A)-(B)	伸び率 (%)	構 成 比 (%)	
					30年度	29年度
自 主 財 源	39,956,632	38,763,922	1,192,710	3.1	40.4	40.3
依 存 財 源	58,946,917	57,436,078	1,510,839	2.6	59.6	59.7
義 務 的 経 費	41,741,046	40,741,539	999,507	2.5	42.2	42.4

2. 特 別 会 計 (16会計)

(単位：千円)

会 計 別	30年度 (A)	財 源 内 訳				29年度 (B)	増 減 (A)-(B)	伸び率 (%)
		国 県	起 債	その他	一般財源			
土地区画整理費	78,958			8,918	70,040	118,360	▲39,402	▲33.3
公設地方卸売市場事業費	35,364			35,364		38,120	▲2,756	▲7.2
駐車場事業費	1,599			1,599		31,011	▲29,412	▲94.8
国民健康保険費	17,698,674	12,565,961	5,900	3,463,213	1,663,600	22,006,425	▲4,307,751	▲19.6
高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業費	6,111		5,000	1,101	10	5,448	663	12.2
住宅新築資金等貸付事業費	31,709	3,240		28,469		29,687	2,022	6.8
土地取得費	1,013			1,013		1,012	1	0.1

墓苑事業費	112,210			112,210		168,759	▲56,549	▲33.5
介護保険費	18,990,206	7,274,295		9,050,365	2,665,546	19,395,414	▲405,208	▲2.1
財産区管理事業費	8,636			8,636		9,009	▲373	▲4.1
温泉事業費	48,678			48,678		51,413	▲2,735	▲5.3
観光施設 運営事業費	12,951			2,850	10,101	15,191	▲2,240	▲14.7
介護老人保健 施設事業費	81,809			36,924	44,885	81,809	0	0.0
後期高齢者医療費	2,036,581	4,114		1,513,330	519,137	1,962,873	73,708	3.8
電気事業費	27,673			27,673		27,494	179	0.7
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業費	23,308		2,000	18,294	3,014	0	23,308	
計	39,195,480	19,847,610	12,900	14,358,637	4,976,333	43,942,025	▲4,746,545	▲10.8

3. 企業会計 (4会計)

(単位:千円)

会計別	30年度(A)		29年度(B)		増減 (A)-(B)	備考
	金額	繰入金	金額	繰入金		
水道事業	8,394,666	1,029,840	8,346,489	1,190,896	48,177	
工業用水道事業	6,224	0	9,495	0	▲3,271	
下水道等事業	16,641,493	3,935,226	16,697,394	3,932,453	▲55,901	
病院事業	10,489,523	1,311,842	9,667,203	1,318,635	822,320	
計	35,531,906	6,276,908	34,720,581	6,441,984	811,325	

総合計	30年度 当初+6月(A)	29年度 (B)	増減 (A)-(B)	伸び率
		173,630,935	174,862,606	▲1,231,671

4. 款別歳出の状況

(一般会計)

(単位:千円)

科目	平成30年度 当初+6月(A)	平成29年度 (B)	増減 (A)-(B)	伸び率 (%)	構成比(%)	
					30年度	29年度
議会費	460,251	466,650	▲6,399	▲1.4	0.5	0.5
総務費	13,621,553	13,028,607	592,946	4.6	13.8	13.5
民生費	34,323,186	33,041,451	1,281,735	3.9	34.7	34.3
衛生費	7,582,030	7,542,305	39,725	0.5	7.7	7.8
農林水産業費	3,009,174	3,043,852	▲34,678	▲1.1	3.0	3.2
商工費	10,567,560	12,019,410	▲1,451,850	▲12.1	10.7	12.5
土木費	8,635,646	7,920,870	714,776	9.0	8.7	8.2
消防費	2,701,869	2,665,524	36,345	1.4	2.7	2.9
教育費	8,303,513	6,429,430	1,874,083	29.1	8.4	6.7
災害復旧費	0	0	0	-	0.0	0.0
公債費	9,668,767	10,011,901	▲343,134	▲3.4	9.8	10.4

予備費	30,000	30,000	0	0.0	0.0	0.0
計	98,903,549	96,200,000	2,703,549	2.8	100.0	100.0

行財政改革（行財政改革課）

昭和61年9月策定	第1次鳥取市行政改革大綱
《内容》	○事務事業の見直し、○組織機構の簡素合理化、○給与の適正化、○定員管理の適正化 ○民間委託、○OA化等事務改善の推進、○会館等公共施設設置及び管理運営の合理化
平成6年6月策定	第2次鳥取市行政改革大綱（平成7～11年度） （事務・事業、組織・機構及び公共施設の管理運営の見直し並びに業務の電算化についての基本方針を位置付け）
《内容》	○事務事業の見直し、○事務事業の委託の推進 ○組織機構の見直し、○公共施設の管理運営のあり方の検討
平成11年3月策定	第3次鳥取市行政改革大綱（平成11～15年度）
《内容》	○行政の透明性の向上と公正の確保、○行財政運営の効率化 ○時代に即応した組織・機構づくりと人材の育成
平成17年3月策定 平成20年1月改定	第4次鳥取市行財政改革大綱（平成17～21年度）
《内容》	○市民等との協働、○顧客重視、○健全財政、○効率的な業務プロセス、○高度な執行体制
平成21年11月策定	第5次鳥取市行財政改革大綱（平成22～26年度）
《内容》	○市民等との協働 ○持続可能で安定した財政基盤の確立 ○効率的な業務プロセスと高度な執行体制の確立
平成27年3月策定	第6次鳥取市行財政改革大綱（平成27～31年度）
《内容》	○協働のもと信頼される都市経営の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・圏域をけん引する都市経営の推進 ・コンパクトなまちづくりの推進 ・参画と協働によるまちづくりの推進 ・行政の事務・事業領域の見直し及び適切な業務分担 ・広聴・広報の充実 ○将来にわたる税財源の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・転入超過都市への転換 ・結婚・妊娠・出産・子育て対策の重点化 ・高齢者・女性の社会参加の促進 ・交流人口の拡大 ・税・税外収入の収納率の向上及び使用料等の適正化 ・新たな財源の確保・充実 ○身の丈に合った歳出規模の堅持 <ul style="list-style-type: none"> ・財産経営の推進 ・成果、優先度等に基づく事業の整理合理化 ・精緻な財務情報に基づく健全財政の堅持 ・経費の節減合理化 ・外郭団体の経営健全化 ・公営企業等の経営健全化 ○挑戦し続けるマネジメントの確立 <ul style="list-style-type: none"> ・電子自治体の推進 ・業務実施手順の改善と業務執行の適正化 ・組織・機構の見直し ・人的資源管理の戦略化

- ・定員管理の適正化
- ・職員評価・給与制度の見直し

指定管理者制度（行財政改革課）

鳥取市の指定管理者制度の概要

○指定管理者制度とは

この制度は、体育館や公園、市民会館など市民のみなさんに利用していただくための施設（「公の施設」という。）を、民間企業やNPOなどの法人や団体に管理運営をしていただく制度。

民間事業者やNPO法人、市の外郭団体などを対象に幅広く公募を行い、管理費用、企画などの提案内容を審査し、最もふさわしい施設の管理者を指定する。

こうして施設管理を任された団体を「指定管理者」という。

○公の施設の定義

公の施設とは、市民の福祉向上のために、市民の利用に供する目的で、地方公共団体が設置した施設

○指定管理者制度導入の効果

民間経営の発想やノウハウを取り入れたり、優れた運営方針の団体が効率的な施設管理を行うことで、利用者サービスの向上と管理経費の節減を図ることができる。

（利用者サービスの向上例：自主事業の開催、利用料金の値下げ、利用時間の延長など。）

○サービス水準等

施設管理の基準は条例で定められており、今までのサービスが低下することはない。

また、指定管理者が適正な管理を行わないときは、市が改善指導を行い、場合によっては鳥取市指定管理者監理委員会の審議を経て指定を取り消す。

○本市の取り組み

平成16年度に全ての公の施設について、市が直接管理（直営）するか指定管理者制度を導入するかを検討を行い、平成18年度に本格的な導入を行った。引き続き、指定期間終了に伴う指定管理者の更新や、新規施設・直営施設について導入の検討を行う。

指定管理者制度を導入する施設については、指定管理者の公募等、選定、市議会での指定の議決を経て指定管理者を指定する。

○指定管理者制度導入施設

導入年度	18年度まで	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
施設数	225施設	2施設	3施設	6施設 (廃止6)	1施設 (廃止1)	0	3施設
導入年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計	
施設数	3施設 (廃止3)	1施設	3施設 (廃止1)	(廃止2)	19施設	253施設	

○指定管理までの流れ

- ① 公募
- ② 施設説明会の実施
- ③ 申請書類の提出

- ④ 選考委員会（外部委員を含む委員で構成）の開催
- ⑤ 指定管理者候補者の選定
- ⑥ 市議会での指定管理者の指定の議決
- ⑦ 指定管理者の指定
- ⑧ 協定の締結
- ⑨ 指定管理の開始

○応募の資格

応募には次の資格が必要

- ◎法人その他の団体又は複数の団体で構成されたグループであること。
（法人格の有無は問わないが、個人で応募することはできない。）
- ◎施設を管理運営する能力があること。
- ◎次のいずれかにあてはまる場合は、応募できない。
 - ・法律行為を行うことができない
 - ・破産者で復権していない
 - ・鳥取市税を滞納している
 - ・市議会議員、市長などの特別職、市の職員などが会長、理事長、社長などの役員を務めているなどの団体等
- ◎そのほか施設に応じた応募資格がある。

○公募以外の指定管理者

次の施設は、公募によらず指定管理者を選定する場合がある。

- ◎地域の自治会などにより利用される施設で、地域住民の団体などが指定管理者となることを希望する施設
- ◎専門的な事業を行っており、事業に係るノウハウや人材のネットワークが、相当蓄積されている施設
- ◎福祉施設などで職員の交代が不適當な施設
- ◎高度な個人情報の保護が必要な施設
- ◎周辺地域の人材を活用している施設
- ◎P F I 事業者が指定管理者となることを希望する施設
- ◎市民との協働により管理運営が行われている施設 など

○モニタリングによるサービスの向上

指定管理者と市が、指定管理施設の管理運営状況と課題等を把握し、共に適正な施設の管理運営や利用者満足度の向上に努めることを目的としてモニタリングを実施する。

○モニタリングの方法

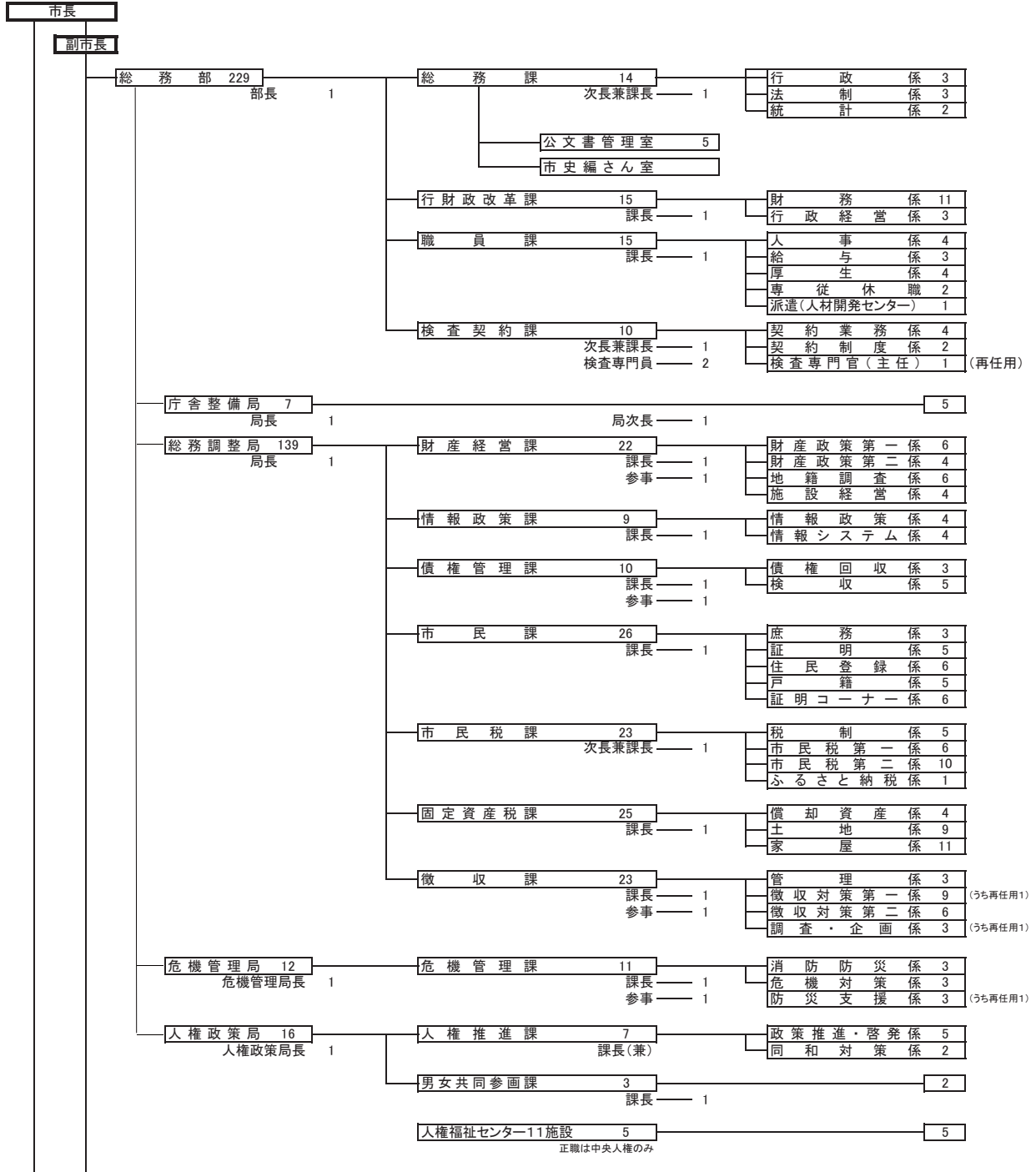
- ◎全ての指定管理施設が対象
- ◎指定管理者は施設ごとに「年度事業評価書（以下、評価書という）」を作成
年間の点検、評価はもちろんのこと、日常的、月次、半期ごとの点検、評価も行う。
- ◎「評価書」に基づき点検・評価
指定管理者は自己評価を行い、市は提出された「評価書」に基づき評価を行い、選考委員会に評価結果を報告し、専門的・客観的な視点に立った意見をもらう。
- ◎点検・評価に基づく改善
上記の点検・評価に基づき、指定管理者は自主的な改善に努め、次期事業計画に反映させる。市は助言や指摘を行う。

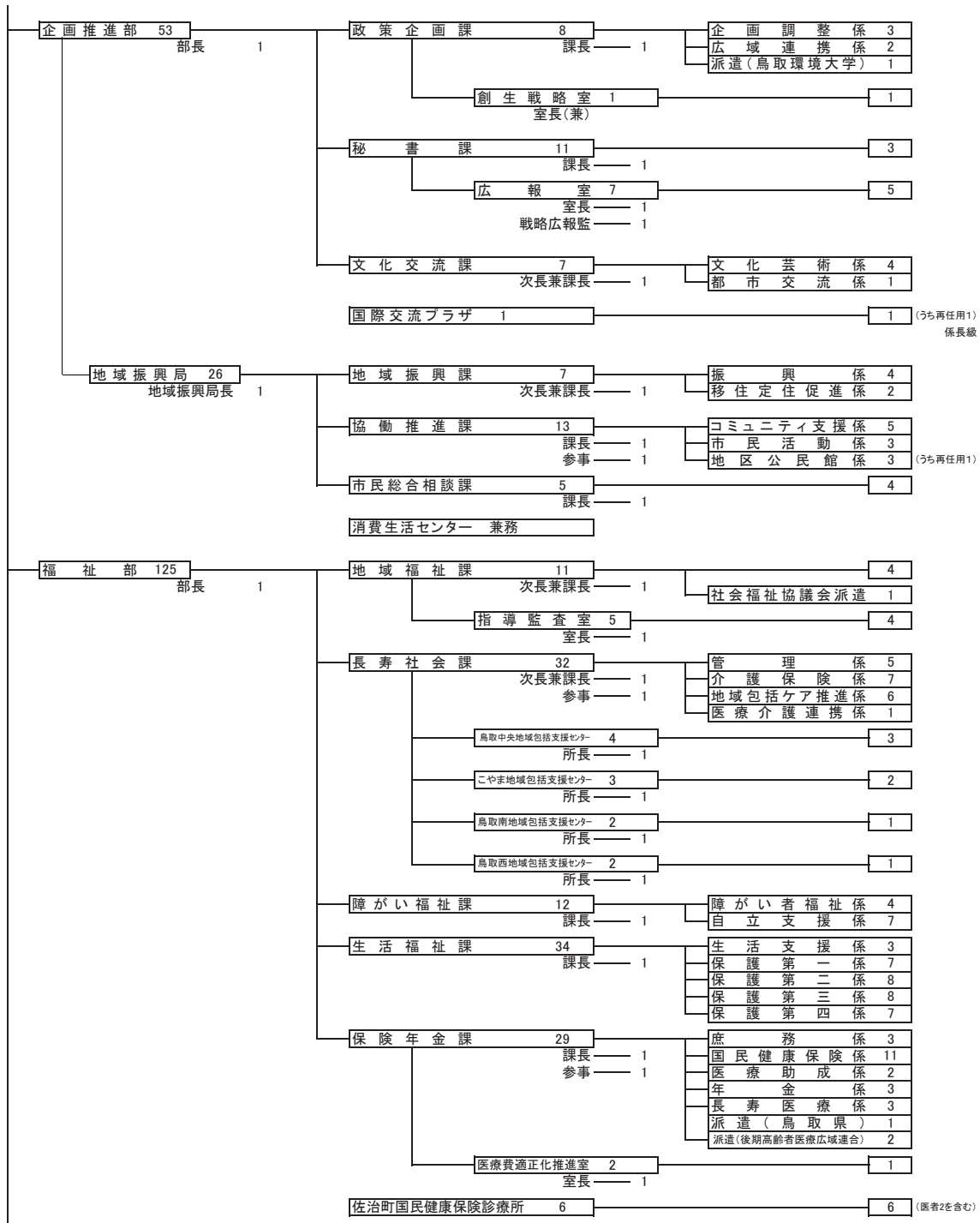
◎評価結果の公表

評価結果は、市のホームページへの掲載や、当該施設への掲示により行う。

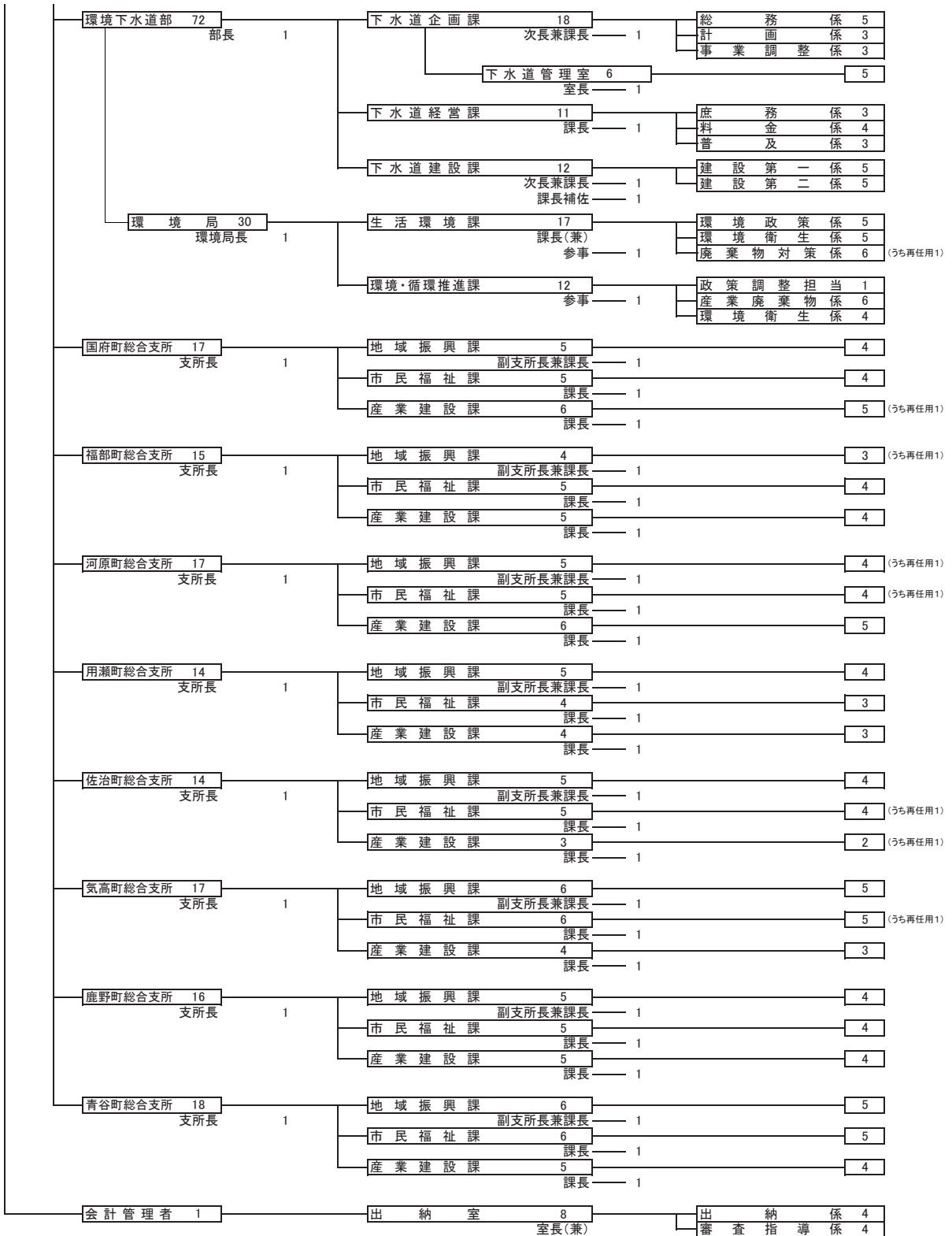
組 織 (職員課)

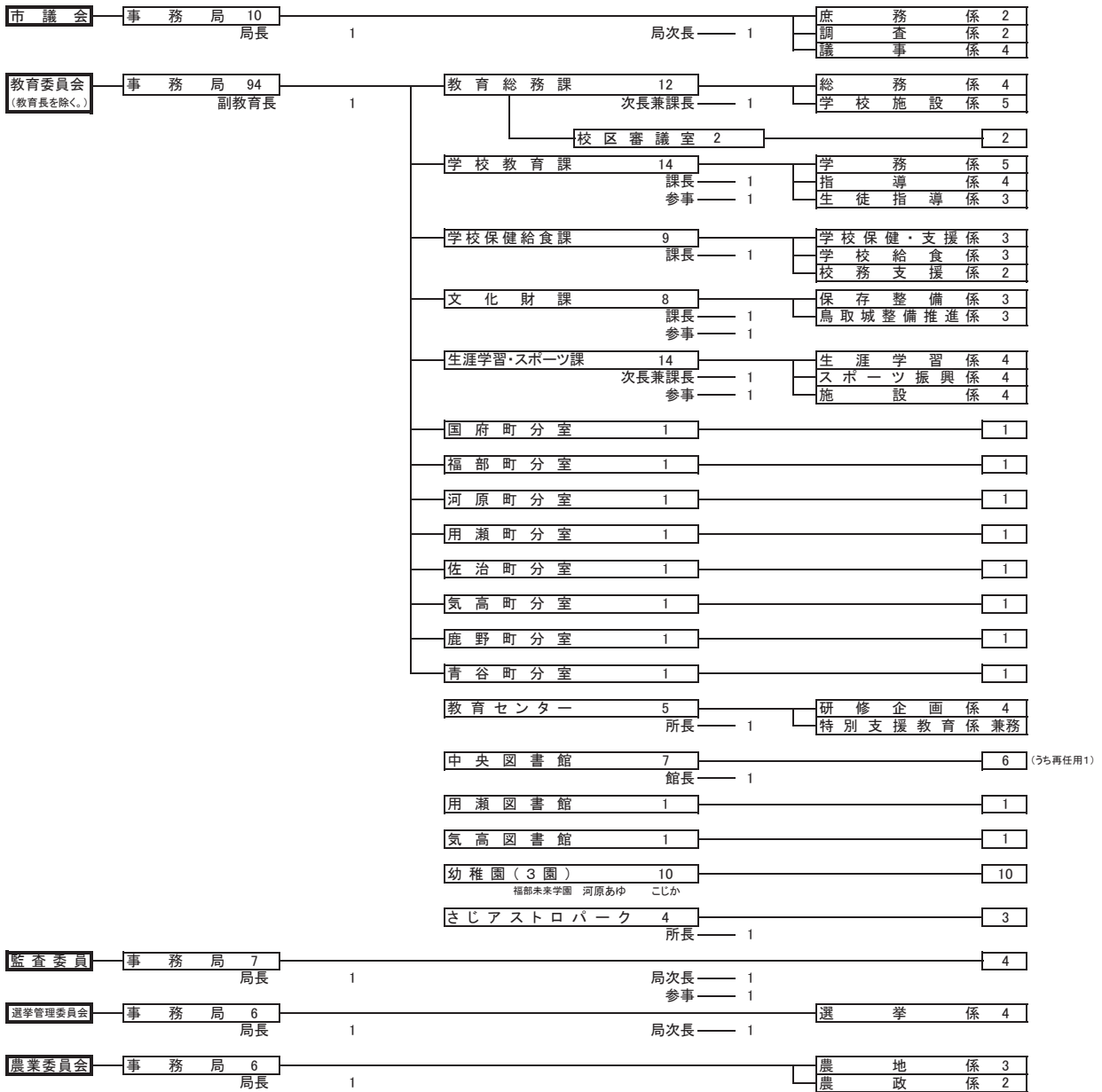
1. 組織機構図 (平成30年5月1日現在)





健康こども部 329 部長 1 総括保健師 1	保健医療福祉連携課 3 課長 1	連 携 係 2	
	こども家庭課 21 次長兼課長 1 参事 1	管 理 企 画 係 4	(うち再任用1)
		指 導 係 4	
		保 育 成 係 4	
	中央保健センター 35 所長 1	予 防 係 4	
		成 人 保 健 係 6	
		母 子 保 健 係 10	
		食 育 推 進 係 5	
	健 診 推 進 室 9 室長 1	8	
	こども家庭相談センター 7 次長兼所長 1	6	(うち再任用1)
	こども発達支援センター 9 次長兼所長 1 所長補佐 1	発 達 支 援 係 5	
		特 別 教 育 支 援 係 2	
	鳥取東健康福祉センター (福祉部共管) 11 所長 1	地 域 保 健 係 8 包 括 支 援 係 2	
	保 育 所 26園 232		
若 草 学 園 9	9		
鳥取市保健所 26 所長 1 副所長 1	総務企画課 5 参事 1	4	
	障がい者支援課 5 課長 1	精 神 保 健 係 2 障 が い 者 支 援 係 2	
		健 康 支 援 課 9 課長 1	医 薬 係 2 感 染 症 ・ 疾 病 対 策 係 2 健 康 長 寿 支 援 係 5
	生活安全課 7 課長 1	動 物 愛 護 係 2 食 品 衛 生 係 5	
	経済観光部 36 部長 1	経済・雇用戦略課 11 課長 1	地 域 経 済 係 4 商 業 振 興 係 3 雇 用 政 策 係 3
企業立地・支援課 8 次長兼課長 1 参事 1		誘 致 ・ 支 援 係 4	(うち再任用1)
		工 業 団 地 整 備 係 1	
		派 遣 (産 業 振 興 機 構) 1	
観光戦略課 9 課長 1		観 光 政 策 係 4 観 光 振 興 係 4	
		鳥取砂丘・ジオパーク推進課 6 課長 1	4 派 遣 (山 陰 ジオパーク推進協議会) 1
関 西 事 務 所 1 所長 1			
農林水産部 36 部長 1	農業振興課 16 課長 1	農 政 係 4 鳥 獣 対 策 係 2	
		生 産 流 通 振 興 室 9 室長 1	
	林務水産課 9 課長 1	林 務 係 5 水 産 漁 港 係 3	
	農村整備課 10 次長兼課長 1	総 務 係 4 基 盤 整 備 係 5	(うち再任用1)
都市整備部 127 部長 1	都市企画課 9 課長 1	事 業 調 整 係 4 都 市 計 画 係 4	
	交通政策課 6 課長 1	4 派 遣 (鳥 取 港 振 興 会) 1	
	中心市街地整備課 6 課長 1	5	
	都市環境課 18 次長兼課長 1 参事 1	管 理 係 5 景 観 緑 化 係 3 河 川 係 4 公 園 係 3	
		派 遣 (み ど り の 愛 護) 1	
		道 路 課 40 課長 1	
	中央道路管理センター 10	10	
	南道路管理センター 3	3	
	西道路管理センター 4	4	(うち再任用1)
	建築指導課 11 次長兼課長 1 参事 1	審 査 係 4 建 築 指 導 係 3 開 発 指 導 係 2	
		建 築 住 宅 課 22 課長 1	
	鳥取南地域工事事務所 7 所長 1	6	
	鳥取西地域工事事務所 7 所長 1	6	





総 合 計 1293

(特別職、教育長を除く。)

2. 組織数・職員数

(平成30年5月1日現在)

部 局	部・局	支所	課・室	課の内部組織		定 数	職員数
				室・センター	係		
市長事務部局	14	8	78	16	129	1,230	1,170
議 会	1				3	12	10
選挙管理委員会	1				1	6	6
監 査 委 員	1					8	7
公 平 委 員 会	1					2	
農 業 委 員 会	1				2	8	6
教 育 委 員 会	1		13	1	13	104	94
合 計	20	8	91	17	148	1,370	1,293

※職員数は、公の施設等の職員を含む。

職 員 給 料 (職員課)

1. 職員の給料

(平成30年4月1日現在)

職種	職員数	平均給料月額	平均年齢
一 般 行 政 職	819人	325,300円	43.9歳
技 能 労 務 職	57人	330,800円	49.7歳

※代表的な職種を掲載しています。

2. 特別職の職員の給与・報酬

(1) 議会議員の報酬

(平成30年4月1日現在)

議長	副議長	議員
584,000円	513,000円	475,000円

(2) 市長、副市長、教育長の給料

(平成30年4月1日現在)

市長	副市長	教育長
1,026,000円	850,000円	722,000円

(3) その他の特別職の報酬

(平成30年4月1日現在)

職 名		報 酬 額
教 育 委 員 会	委 員	月 額 56,500円
監 査 委 員	代 表	月 額 81,500円
	学 識 経 験 者	月 額 74,000円
	議 員	月 額 37,000円
選 挙 管 理 委 員 会	委 員 長	月 額 39,000円
	委 員	月 額 31,500円
公 平 委 員 会	委 員 長	月 額 29,500円
	委 員	月 額 27,000円
農 業 委 員 会	会 長	月 額 56,000円
	会 長 職 務 代 理	月 額 28,500円
	委 員	月 額 27,000円
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員		月 額 27,000円
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員		日 額 7,000円
地 区 公 民 館 長		月 額 63,000円
ス ポ ー ツ 推 進 委 員		年 額 27,500円
交 通 安 全 指 導 員		年 額 39,500円
審 査 会 及 び 審 議 会 等 の 委 員 そ の 他 の 構 成 員		日 額 上 限 10,200円
選 挙 長		選 挙 に つ き 10,600円
投 票 管 理 者	投 票 所	選 挙 に つ き 12,600円
	期 日 前 投 票 所	日 額 11,100円
開 票 管 理 者		選 挙 に つ き 10,600円
選 挙 立 会 人		選 挙 に つ き 8,800円
投 票 立 会 人	投 票 所	選 挙 に つ き 10,700円
	期 日 前 投 票 所	日 額 9,500円
開 票 立 会 人		選 挙 に つ き 8,800円

※選挙長等は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定める額

市 庁 舎（財産経営課）

1. 初 代 明治23年1月4日 開庁
因幡高等小学校女子部校舎を市庁舎とする。
2. 二 代 目 大正11年12月 新築 わが国最初のブロック建築
建築費63,000円
3. 三 代 目（本庁舎） 昭和39年9月21日開庁
所在地 鳥取市尚徳町116番地
用途地域 商業地域
敷地面積 3,963.86㎡
建築面積 1,459.28㎡
延床面積 地下 469.07㎡
1階 1,508.70㎡
2階 1,304.39㎡
3階 918.72㎡
4階 918.72㎡
5階 918.72㎡（内 議場 200.10㎡）
6階 701.64㎡
塔屋 69.60㎡
総計 6,809.56㎡
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造、鉄筋コンクリート造）
規模 地下1階 地上6階 塔屋3階
最高の高さ 31.3m
工期 着工 昭和38年6月3日、竣工 昭和39年8月31日
工事費 300,560千円
（第2庁舎） 平成元年1月、旧明治生命ビルを第2庁舎として取得。
昭和43年建築 敷地面積641.35㎡ 延床面積2,252.50㎡

4. 市町村合併に伴う庁舎取得

平成16年11月1日 旧ダイエー鳥取駅南店を駅南庁舎とし、合併前8町村庁舎を総合支所庁舎とする。

	（敷地面積）	（延床面積）
（駅南庁舎）	5,781.43㎡	27,647.62㎡
（国府町総合支所庁舎）	2,791.00㎡	1,339.98㎡
（福部町総合支所庁舎）	6,758.65㎡	1,794.50㎡
（河原町総合支所庁舎）	8,968.00㎡	2,134.58㎡
（用瀬町総合支所庁舎）	6,995.00㎡	1,683.50㎡
（佐治町総合支所庁舎）	5,077.00㎡	2,808.39㎡
（気高町総合支所庁舎）	3,366.00㎡	1,066.56㎡
（鹿野町総合支所庁舎）	5,030.80㎡	2,267.29㎡
（青谷町総合支所庁舎）	23,428.99㎡	3,977.85㎡

庁舎整備の推進（庁舎整備局）

(1) 本格的な市庁舎整備（耐震対策）の検討

平成20年、21年の耐震診断により、「大規模な地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」とされた本庁舎（昭和39年建築）と第2庁舎（昭和43年建築）について、本格的な耐震対策の検討を始めた。

市庁舎整備の検討に当たっては、新築と耐震改修の経費比較、庁舎の分散・統合、庁舎の位置や機能など、市民の意見や市議会の審議を踏まえ、段階的に議論を進めた。

平成23年3月に「新庁舎建設に関する基本方針」を公表し、同年6月に建設候補地を旧市立病院跡地（鳥取市幸町）に決定し、10月に市庁舎を旧市立病院跡地に新築統合移転する、「鳥取市新庁舎建設基本計画（素案）」を取りまとめた。

(2) 市庁舎整備に関する住民投票の実施

市庁舎整備に関して、平成23年8月に市民団体から「鳥取市の市庁舎新築移転計画に関する住民投票条例」の直接請求が市長に提出されたが、「○」か「×」かを選択する住民投票では、市庁舎の耐震化についての方向性が示されていないため、市庁舎新築移転計画に反対との結果が出た場合、問題解決にはならないなどを理由に、市議会は同年8月臨時議会で否決した。

しかし、同年9月、問題解決を図るため、市議会は議員提案で住民投票条例を制定し、投票実施を目指すことで各会派が合意した。合意に基づき「住民投票条例検討会」が設置され、「旧市立病院跡地への新築移転案（1号案）」と、「現本庁舎の耐震改修及び一部増築案（2号案）」の2つの選択肢からなる住民投票条例を平成24年3月に可決した。

同年5月、「鳥取市庁舎整備に関する住民投票」が実施された。

＜住民投票結果＞

投票率50.81% 投票総数78,967票 有効投票数78,013票 無効投票数954票

第1号案「旧市立病院跡地への新築移転に賛成」 30,721票

第2号案「現本庁舎の耐震改修及び一部増築に賛成」 47,292票

本庁舎耐震改修等に関する調査研究を目的として、同月市議会に設置された「鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会」は26回開催され、「現本庁舎の耐震改修及び一部増築案」を検証した。その結果、同年12月「（住民投票の）2号案のままでは実現できないことが明らかになりました。」「住民投票の結果を尊重し、今後も市民の声を取り入れて調査研究を続ける必要がある」と最終報告された。

(3) 鳥取市庁舎整備全体構想（素案）の取りまとめ

市議会の調査特別委員会の最終報告において、具体的な整備の方向性が示されなかったことを受け、市はこれまでの経過を踏まえ、専門的立場から客観的な視点で調査及び審議する「鳥取市庁舎整備専門家委員会」を平成25年1月に条例設置した。同委員会は市民意識調査を実施するとともに、市庁舎整備の方策決定に当たってポイントとなる事例等をまとめ、同年5月「鳥取市庁舎整備に関する報告書」を市長に提出された。

同年6月、市ではこれまで示された市民の意見や意向、同委員会の報告を受けとめ、機能の強化と費用の抑制を両立できる市庁舎整備を実現するため、「鳥取市庁舎整備の基本方針」を公表するとともに、調査検討を踏まえ11月に4つの案を比較した鳥取市庁舎整備全体構想（素案）を取りまとめた。

(4) 旧市立病院跡地を本庁舎の位置と定める条例が可決

平成25年1月に設置された「市庁舎整備に関する調査特別委員会」は、検討の結果、平成26年9月に「本庁舎は「旧市立病院跡地」に新築すべき」と最終報告を行い、同年12月に鳥取市役所の位置を旧市立病院跡地（鳥取市幸町71）に定める条例が可決された。

(5) 「みんなでつくとっとり市庁舎の考え方（基本計画）」の取りまとめ

平成27年2月、庁内に鳥取市新庁舎建設推進本部を設置するとともに、専門的な立場から意見をいただくため、有識者等からなる「鳥取市新庁舎建設委員会」を設置した。これらに併せて、市民意見の募集結果や市民ワークショップの報告等も参考とし、同年7月に設計の基となる基本計画として「みんなでつくとっとり市庁舎の考え方」を取りまとめた。

(6) 基本設計・実施設計の取りまとめ

基本計画をもとに、基本設計・実施設計業務受託者をプロポーザル審査等を経て選定し、平成27年12月から設計業務に着手した。基本設計については、鳥取市新庁舎建設委員会と市民ワークショップや市民政策コメントの意見等を参考に平成28年8月に取りまとめ、引き続き図面や工事費等の詳細を詰める実施設計を平成29年8月末までに取りまとめた。

(7) 新本庁舎の建設工事の発注方針の決定

平成28年10月、新本庁舎にふさわしい工事の発注方法を専門的な立場から検討するため、有識者等からなる「鳥取市新本庁舎建設工事発注方法等検討委員会」を設置した。同委員会は、平成29年1月までに計4回の議論を行い、その結果、品質や競争性に十分配慮した分離分割発注を採用することなどを提言書にまとめ、同年2月に市長に提出された。この提言を受け、市は同年4月に発注方針を決定した。

(8) 市庁舎整備の取り組み

発注方針に基づき、平成29年度は庁舎棟建築他7件、平成30年度は、立体駐車場棟建築他1件の工事発注を行い、平成31年度の完成を目指して、順次建設工事を進めている。

広 告 事 業（財産経営課）

新たな自主財源を確保するため、平成18年度に市ホームページのバナー広告を開始し、平成19年度からは市が発行する各種通知書封筒や公用車両などを広告媒体として提供している。また、平成20年度からは市有施設へのネーミングライツを導入し、さらなる広告事業の拡大を図っている。

主な取り組み

1 各種（通知書）封筒裏面広告

- ・各納税通知書封筒（固定資産税、軽自動車税、市県民税）
- ・市民窓口配布用封筒

2 公用自動車広告

- ・公用自動車 14台

- 3 市ホームページバナー広告 ・ トップページ7枠、サブトップページ35枠
- 4 ネーミングライツ ・ とりぎんバードスタジアム
- 5 動画広告 ・ モニター6カ所（本庁舎、駅南庁舎）
- 6 広告付自治体案内図 ・ 大型モニター1カ所（駅南庁舎）

財 産 区（財産経営課）

財 産 区 一 覧

機 関	区 数	名 称
区議会	1	鹿野町鹿野
管理会	54	宇倍野、小河内、八上、北、大村、鷹狩、美成、赤波、用瀬、別府、社、金屋、樟原、川中、川中・樟原、宮原、川中・樟原・宮原、安蔵、屋住、江波、家奥、古用瀬、古市、葛谷・上葛谷、古市・大井、刈地、津無、津野、大井、森坪、葛谷、上葛谷、高山、高山・津野、加瀬木、万蔵、大水、小田、細尾、畑、つく谷、河本、余戸、尾際、中、福園、福園・畑・つく谷、栃原、下大井、日置、日置谷、中郷、青谷、勝部

ファシリティマネジメントの推進（財産経営課）

高度経済成長並びに人口増加を背景として整備された公共施設が一斉に更新時期を迎え、今後、多額の更新費用が必要となる一方、人口減少や少子高齢化、交付税の段階的削減等によって財政規模の縮減が予測されている。この「公共施設の更新（老朽化）」問題に対応しつつ、公共サービスを維持・向上していくために、中長期的な視点から公共施設のあり方を見直していく必要がある。

本市では、この取り組みを総合的かつ経営的な視点をもって推進するにあたり、平成25年度よりファシリティマネジメントの手法を導入している。

1. 「鳥取市公共施設白書」の作成（平成25年度）

公有財産台帳に掲載している施設を対象として、各種の施設データを白書としてまとめた。併せて、今後50年間で必要となる施設更新費用を試算し、公表した。（全ての施設を現状のまま保有すると仮定した場合、約3,274億円）

2. 「鳥取市公共施設の経営基本方針」の策定（平成26年度）

新しい公共施設経営（施設の再配置、総量縮減、維持保全等）を推進するため、本市におけるファシリティマネジメントの取り組みの骨子となる「鳥取市公共施設の経営基本方針」を策定。

○公共施設経営の3つの目的

（目的1）公共サービスの維持・向上

(目的2) 安全・安心な市民生活

(目的3) 次世代の負担軽減

○具体的な数値目標

今後40年間で施設総量の29% (延床面積ベース) を縮減

3. 「鳥取市公共施設再配置基本計画」の策定 (平成27年度)

「鳥取市公共施設の経営基本方針」をふまえ、各施設における“公共サービス提供のあり方”や“今後の施設の方向性”等について現時点での市の考え方を示した「鳥取市公共施設再配置基本計画」を策定。

4. 「鳥取市公共施設等総合管理計画」の策定 (平成27年度)

総務省からの要請に基づき、公共施設及びインフラ (道路・橋りょう・上下水道等) を含めた公共施設等の現状と課題をまとめ、今後のマネジメントの方針を定めた「鳥取市公共施設等総合管理計画」を策定。

5. 市民との情報共有の取り組み

○出前座談会の開催

○マンガ風リーフレットの作成

○市民及び職員に向けた講演会を開催

○広報用DVDの作成 (小中学校、図書館、地区公民館に配布)

6. 施設保全の取り組み

限られた財源の中で、施設修繕を効率的かつ効果的に行うため事前協議制度を導入し、技術的な視点を含めた修繕優先度判定を行い予算編成に反映。

施設の安全性を確保するため、施設担当者を対象とした施設点検の現地研修を実施。

建物 (高所) の不具合を早期発見するために、無人航空機 (ドローン) を活用した施設点検を実施。

7. 「鳥取市公共施設整備等におけるPPP導入検討指針の策定」(平成29年度)

公共施設整備に民間のノウハウや資金等を積極的に活用するため、公民連携 (PPP) 手法導入に向けた基本的な考え方を定めた「鳥取市公共施設整備等におけるPPP導入検討指針」を策定。

地籍調査事業 (財産経営課)

地籍調査とは、国土調査法に基づき全国各地で実施されている事業で、一筆毎の土地について現地調査と測量を行ない、新しく地籍図と地籍簿を作成し、土地の位置・形・地目・面積などを明らかにするための調査である。

鳥取市の全面積765.66km²のうち国有林、水面、湖沼の82.15km²を除いた683.51km²が調査対象面積で、平成29年度末の実施済面積は156.59km²、進捗率は22.91%となっている。

(単位：km²)

鳥取市 全体面積	調査 除外面積	要 調 査 積 面 積	地籍調査実施済面積			進 捗 率 (%)
			地 籍 調 査 面 積	19条5項 指 定 面 積	計	
765.66	82.15	683.51	134.79	21.80	156.59	22.91%

危機管理対策（危機管理局）

1. 防災、国民保護及び防犯対策向上を目指す主な取組み

(1) 「9月10日」は鳥取市防災の日

昭和18年9月10日に発生した鳥取大震災の経験と教訓を後世の市民に継承し、市民の防災意識の向上を図るとともに、災害に対する備えを充実・強化するため、地震から70年を迎えた平成25年12月に、「9月10日」を鳥取市防災の日に制定した。

(2) 自主防災組織に対する取組み

町内会及び集落等を単位として、市民が自主的に組織する自主防災組織が、情報の伝達、初期消火、避難・誘導、炊き出し等の防災訓練を行うための活動費や消火器購入費等の助成を行っている。

また、防災に関する専門知識と豊富な経験を有する防災コーディネーターを配置し、自主防災組織の結成や訓練実施等の支援、また防災関係団体との連携や協力関係の構築等の体制整備を行っている。

平成20年5月、これまで地域ごとに活動していた旧市域と新市域の自主防災会連合会の組織及び助成金等制度の統合を図り、各自主防災会相互の情報交換や交流が活発に行われている。

平成21年度より、地域の防災リーダーを養成、登録し、その中から地区公民館単位に防災指導員を委嘱、指導員とリーダーが協力して地域の防災力の向上や自主防災会の活動支援を行っている。

- ① 自主防災活動助成 年2回以上の防災訓練を実施した自主防災会に対し、18千円を限度に補助
- ② 器具購入等助成 消火器購入、消火薬剤詰替及びホース格納箱更新費用の一部を助成
平成20年度から、実火災に使用した消火器の薬剤詰替費用の全部助成
- ③ 地区リーダー講習助成 地区主催のリーダーを対象とした講習会費用として、10千円を補助
- ④ 地区防災訓練助成 地区主催の実動を伴う訓練費用として、20千円を基本額に訓練参加
防災会数に応じて5千円から15千円を加算した額を補助
- ⑤ 小型ポンプ修繕費助成 平成21年度から、自主防災会が維持管理する消防用小型ポンプの更
新（平成27年度から対象）・修繕費用の2分の1を補助（上限100千円）

(3) 防災行政無線の整備

合併により市域が拡大したことに伴い、平成17年度に合併町村における既設防災行政無線の統合化を図り、本庁と各総合支所の非常通信体制の確保を図った。

防災行政無線が未整備であった鳥取及び国府地域についても、災害情報の主要な伝達手段を確保するため、平成18年度に実施設計、平成19年度から平成22年度までの4年間で、デジタル式同報系防災行政無線の整備を行い、平成22年9月1日より全面運用開始した。

なお、平成26年度から、全市域のデジタル化整備に向けて事業を推進している。

(4) 国民保護に対する取組み

平成18年に策定した鳥取市国民保護計画を、国及び県の修正に伴い、平成24年度に一部改正を行った。また、この計画に基づく実動訓練について、平成19年度以降、緊急対処事態に伴う住民避難訓練を中心に、次のとおり実施している。

年度	実施地域	摘 要	年度	実施地域	摘 要
19	青谷地区	県と共催	25	国府地区	
20	福部地区		26	鹿野地区	
21	気高地区		27	佐治地区	
22	久松地区	県と共催、未実施	28	*	
23	末恒地区		29	神戸地区	
24	豊実地区				

(5) 鳥取市総合防災訓練等の取組み

昭和18年の鳥取大震災を教訓に、地震による災害発生を想定し、災害時における救助活動等の円滑化及び防災意識の高揚等を図るため、昭和53年から、毎年9月10日に鳥取市総合防災訓練を実施している。平成19年度からは合併地域を中心会場の一つに加えて実施している。

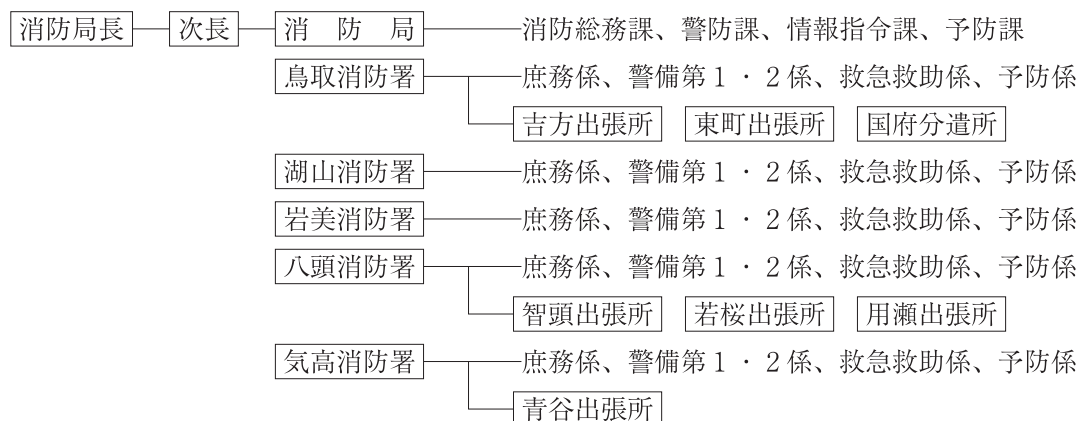
平成29年度は、45機関、約3,000名が訓練を行った。

2. 消 防 体 制

(1) 消 防 機 構

常備消防については、鳥取県東部地区市町（1市4町）で鳥取県東部広域行政管理組合を設立し運営している。

《鳥取県東部広域行政管理組合消防局》



職員数：消防局58人，署150人，出張所92人，分遣所10人

(2) 消 防 団

消防団組織 9地区団 51分団

(平成30年4月1日現在)

階 級	団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	計	条例定数
団員数	1	5	66	51	67	203	890	1,283	1,354

(備考) 分団長に地区団長及び副地区団長を含む。

(3) 消防機械

(平成30年4月1日現在)

区分	ポンプ自動車	水槽付ポンプ車	自働はしご付消防車	化学消防車	救助工作車	救急自動車	指揮車	査察広報車	連絡車	その他	オフロードバイク	付積小型動力ポンプ車	小型動力ポンプ
消防局	13	11	2	2	2	13	7	10	3	4	-	-	12
消防団	44	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	9	39

(4) 火災発生状況

(平成29年中)

火災件数	51件	68件	建物焼損棟数・面積	33棟・715㎡	45棟・979㎡
うち建物火災	25件	34件	林野焼損面積	77 a	77 a
林野火災	4件	4件	死者	5人	6人
車両火災	5件	7件	負傷者	10人	16人
船舶火災	-	0件			
その他	17件	23件	損害額	37,218千円	48,980千円

(注) は、東部管内全体の数字を表す。

住民事務 (市民課)

市民課では、戸籍事務、住民基本台帳事務、印鑑登録事務などを取り扱っている。

1. よりよい窓口事務をめざして

① 合併に伴う窓口の配置

平成16年11月の合併に伴い、駅南庁舎市民課及び各総合支所市民福祉課(8カ所)と市民課証明コーナー(本庁舎)の計10カ所でほとんどのサービスがどの窓口でも均一に受けられるように配置した。

② 事務の電算化

事務処理の正確性・迅速性の向上のため、住民基本台帳事務は昭和59年2月、印鑑登録事務は平成元年1月、戸籍事務は平成13年3月から電算化を実施した。

③ 本人確認の実施

「なりすまし」を防ぎ、個人情報を保護するため、平成17年10月から本人確認書類の提示を求めることとした。

④ 住民基本台帳ネットワークシステムのサービス開始

住民基本台帳ネットワークシステムが整備されたことにより、平成14年8月から第1次サービスとして、パスポートの申請時の住民票の写しや年金の現況届など各種公的手続きにおける証明が省略化され、また、平成15年8月からは住民票の広域交付や住基カードの交付(平成27年12月終了、機能は個人番号カードに移行)などの第2次サービスを開始した。

⑤ 公的個人認証サービスにおける電子証明書の交付

e-Taxなどの電子申請等における「なりすまし」や「申請内容の改ざん」を防ぐため、平成16年1月から電子証明書の交付を開始した。

2. 市民ニーズに応じていくために

① 郵便局との業務提携

平成14年4月から鳥取湖山北郵便局、平成18年11月から宝木郵便局で、戸籍謄抄本、住民票の写し、印鑑証明の受付交付業務（本人及び同一戸籍、同一世帯のものに限る）を開始した。

② 取扱時間の拡大

市民の利便を図るため、平成3年4月にJR鳥取駅構内に行政サービスコーナーを設置し土日の取扱いを開始し、さらに、平成15年3月からは平日の取扱時間を午後7時までに延長した。

その後、平成16年11月の市民課の駅南庁舎への移転に伴い、本庁舎に市民課証明コーナーを開設し、業務を引き継いだ。

③ ホームページからの申請書ダウンロード

あらかじめ申請書を自宅等で記入して窓口にくられるよう、また、遠隔地からの郵便請求に対応できるように鳥取市公式ウェブサイトの申請書ダウンロードサービスを平成17年6月から開始した。

3. 新しいサービスの開始

① 外国人住民制度の開始

平成24年7月9日から、外国人住民も日本人と同じく住民基本台帳法の対象となり、これにより、行政手続やサービスの合理性が図られるとともに、外国人住民の利便性が向上した。

平成25年7月からは、住基ネットサービスの利用が開始となった。

② 本人通知制度の開始

事前に登録することにより、住民票の写し等を第三者に交付した場合に、交付されたことを本人に通知する本人通知制度を平成24年8月15日から施行した。これにより、不正請求の抑止などへの効果が期待される。

③ 申請書の統合

平成26年4月1日から、窓口における申請用紙のうち、住民票の写し、戸籍、印鑑登録証明書の各申請書を一体化した。これにより、申請の際、住所、氏名などの記入が一度で可能となった。

④ 鳥取市オリジナル「婚姻届」及び「出生届」用紙の作成

鳥取市に愛着を持っていただけることを期待して、平成26年12月15日から、人生最大のライフイベント「結婚」がより思い出に残るものとなるよう、因幡の白うさぎをモチーフにした鳥取市オリジナル婚姻届用紙の配布を開始した。

また、平成29年9月からは、新たな家族の誕生を祝福し、ベビーすご！うさぎをモチーフにした鳥取市オリジナル出生届用紙の配布を開始した。

⑤ 市民総合窓口の試行

住民情報系システムの再構築及びマイナンバー制度の利用開始に伴い、ライフイベントに伴う手続きを集約し、まとめて受付する市民総合窓口化を平成28年9月より実施した。

⑥ 個人番号（マイナンバー）カードの交付

平成27年10月から申請が開始、平成28年1月から順次交付されている。マイナンバーは社会保障、税、災害対策の行政手続き等で広く利用されていく。

⑦ コンビニ交付の導入

平成29年6月より、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本等の証明書が、全国のコンビニ等で取得可能となった。

世帯数・人口等

(3月31日現在)

種別\年度	28年度	29年度	対前年比
世帯数	78,134	78,404	100.3%
人口数	188,894	187,427	99.2%
本籍数	87,100	86,731	99.6%
本籍人口数	211,898	210,207	99.2%

総務

各種証明書・届出等取扱件数(有料分)

種別\年度		28年度	29年度	対前年比
証明書等	戸籍謄抄本	29,878	30,570	102.3%
	除籍謄抄本	21,326	21,828	102.4%
	その他戸籍証明	2,575	2,419	93.9%
	住民票の写し	81,510	81,383	99.8%
	住民票広域交付	155	121	78.1%
	戸籍の附票	4,165	3,813	91.5%
	記載事項証明等	2,139	2,109	98.6%
	閲覧	1,250	1,152	92.2%
	住基カード	0	0	-
	個人番号カード	20	37	185.0%
	通知カード	1,613	1,328	82.3%
	印鑑証明	54,179	52,628	97.1%
	税証明	40,686	40,697	100.0%
	自動車臨時運行許可	2,007	2,166	107.9%
	公的個人認証	38	35	92.1%
小計	241,541	240,286	99.5%	
戸籍	出生	1,644	1,563	95.1%
	死亡	2,180	2,242	102.8%
	婚姻	827	824	99.6%
	離婚	279	353	126.5%
	養子縁組	105	146	139.0%
	養子離縁	41	47	114.6%
	入籍	296	350	118.2%
	転籍	331	394	119.0%
	その他	398	439	110.3%
	小計	6,101	6,358	104.2%
住民登録※	転入	3,848	3,929	102.1%
	転出	4,134	4,163	100.7%
	転居	4,198	4,406	105.0%
	その他	1,059	1,048	99.0%
	小計	13,239	13,546	102.3%
印鑑	印鑑登録・変更・廃止	4,878	4,960	101.7%
	登録証再交付	1,691	1,707	100.9%
	小計	6,569	6,667	101.5%
合計	267,450	266,857	99.8%	

※住民登録の平成29年度欄は、平成29年1月1日から12月31日までの件数

総 合 案 内（市民課）

本庁舎及び駅南庁舎において、来庁者への庁舎案内及びその関連する機関の紹介等を行っている。また、各庁舎で窓口サービスが分かれているため、他の庁舎で取り扱っている窓口業務のうち軽微なものについて関係部署と連携し各案内所に対応している。

市民談話室（本庁舎）、情報コーナー（駅南庁舎）を管理し、来庁者のための多目的なスペースとして提供している。

【案内件数】

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
本 庁 舎	16,314件	26,623件	17,695件	17,945件	17,084件
駅南庁舎	31,481件	37,408件	65,495件	54,383件	59,661件
計	47,795件	54,031件	83,190件	72,328件	76,745件

市 税（総務調整局）

1. 市 税 内 訳（市民税課・固定資産税課）

（単位：千円）

区 分	平成29年度(当初)予算(A)	構成比	平成30年度予算(B)	構成比	伸び率B/A
市 民 税	10,065,473	43.96%	10,293,650	44.33%	102.27%
（個人）	8,117,180	35.45%	8,193,164	35.28%	100.94%
（法人）	1,948,293	8.51%	2,100,486	9.05%	107.81%
固 定 資 産 税	10,470,337	45.72%	10,609,087	45.69%	101.33%
軽自動車税	546,457	2.39%	560,083	2.41%	102.49%
市たばこ税	1,283,020	5.60%	1,221,866	5.26%	95.23%
入 湯 税	18,944	0.08%	19,200	0.08%	101.35%
都市計画税	515,769	2.25%	516,679	2.23%	100.18%
合 計	22,900,000	100.00%	23,220,565	100.00%	101.40%

2. 市税の収入状況（徴収課）

（単位：円，%）

税 目	平成28年度決算（平成29年5月31日現在）			平成29年度決算（平成30年5月31日現在）			
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	
現 年 課 税 分	市 民 税	10,102,519,100	10,005,540,448	99.04	10,313,756,280	10,212,187,937	99.02
	固定資産税	10,635,617,000	10,511,579,601	98.83	10,856,606,400	10,740,666,728	98.93
	軽自動車税	534,992,300	526,201,600	98.36	552,537,200	543,956,307	98.45
	市たばこ税	1,336,602,793	1,336,602,793	100.00	1,278,404,282	1,278,404,282	100.00
	入 湯 税	20,158,350	19,964,850	99.04	20,173,350	20,173,350	100.00
	都市計画税	524,021,700	517,843,257	98.82	532,397,000	526,641,727	98.92
滞 納 繰 越 分	935,988,509	207,953,418	22.22	814,342,603	199,546,391	24.50	
計	24,089,899,752	23,125,685,967	96.00	24,368,217,115	23,521,576,722	96.53	

3. 平成29年度個人市民税課税状況（市民税課）

(1) 課税標準段階別

区 分	納税義務者数 (人)	構成比	総所得金額等 (千円)	所得控除額 (千円)	課税標準額 (千円)	算出税額 (千円)	構成比
10万円以下	3,822	4.69%	3,846,569	2,456,072	1,390,497	46,782	0.58%
10万円超100万円以下	34,457	42.25%	47,765,030	27,672,114	20,092,916	1,172,612	14.54%
100万円超200万円以下	22,511	27.60%	55,797,761	23,333,542	32,464,219	1,935,249	24.00%
200万円超300万円以下	10,163	12.46%	39,614,607	14,266,904	25,347,703	1,508,466	18.70%
300万円超400万円以下	5,870	7.20%	30,132,938	9,627,059	20,505,879	1,219,271	15.12%
400万円超550万円以下	2,545	3.12%	16,519,784	4,650,206	11,869,578	706,134	8.75%
550万円超700万円以下	768	0.94%	6,602,310	1,546,077	5,056,233	293,309	3.64%
700万円超1,000万円以下	667	0.82%	6,974,876	1,395,601	5,579,275	333,676	4.14%
1,000万円超	756	0.93%	16,370,895	1,837,060	14,533,835	849,512	10.53%
合 計	81,559	100.00%	223,624,770	86,784,635	136,840,135	8,065,011	100.00%

区 分	税 額 控除額等 (千円)	調 整 控除額 (千円)	住宅借入金 等特別税額 控除額 (千円)	寄附金税額 控 除 額 (千円)	配当割額及び 株式等譲渡所得 割額の控除額 (千円)	所得割額 (千円)	構成比
10万円以下	17	4,515	7	173	50	42,020	0.54%
10万円超100万円以下	2,149	79,124	13,284	3,654	1,728	1,072,673	13.91%
100万円超200万円以下	1,331	53,746	51,033	6,097	2,614	1,820,428	23.61%
200万円超300万円以下	623	16,869	25,913	8,641	1,740	1,454,680	18.87%
300万円超400万円以下	665	8,805	3,146	8,907	1,278	1,196,470	15.52%
400万円超550万円以下	564	3,816	10	7,334	1,058	693,352	8.99%
550万円超700万円以下	436	1,152	0	4,656	1,952	285,113	3.70%
700万円超1,000万円以下	612	1,001	0	5,658	349	326,056	4.23%
1,000万円超	1,208	1,132	0	22,752	4,573	819,847	10.63%
合 計	7,605	170,160	93,393	67,872	15,342	7,710,639	100.00%

(2) 所得区分別

区 分	納税義務者数 (人)	構成比	総所得金額等 (千円)	所得控除額 (千円)	課税標準額 (千円)	算出税額 (千円)	構成比
給 与	65,812	80.69%	184,799,702	72,388,056	112,411,646	6,742,022	83.60%
営 業 等	2,951	3.62%	9,905,847	3,348,619	6,557,228	393,313	4.88%
農 業	249	0.31%	739,578	277,418	462,160	27,718	0.34%
そ の 他	11,794	14.46%	20,512,108	9,846,923	10,665,185	639,430	7.93%
小 計	80,806	99.08%	215,957,235	85,861,016	130,096,219	7,802,483	96.75%
譲 渡	753	0.92%	2,829,878	923,619	6,743,916	262,528	3.25%
合 計	81,559	100.00%	218,787,113	86,784,635	136,840,135	8,065,011	100.00%

区 分	税 額 控除額等 (千円)	調 整 控除額 (千円)	住宅借入金 等特別税額 控除額 (千円)	寄附金税額 控 除 額 (千円)	配当割額及び 株式等譲渡所得 割額の控除額 (千円)	所得割額 (千円)	構成比
給 与	3,874	132,974	90,928	53,468	2,979	6,457,799	83.75%
営 業 等	168	6,794	1,960	5,035	118	379,238	4.92%
農 業	67	698	12	87	7	26,847	0.35%
そ の 他	2,547	28,363	342	2,965	3,140	602,073	7.81%
小 計	6,656	168,829	93,242	61,555	6,244	7,465,957	96.83%

譲渡	949	1,331	151	6,317	9,098	244,682	3.17%
合計	7,605	170,160	93,393	67,872	15,342	7,710,639	100.00%

4. 納税奨励（債権管理課）

市税口座振替税目別加入状況（平成30年当初賦課時）

税目	納税義務者数	利用者数	割合
市県民税（普徴）	19,124人	3,707人	19.38%
固定資産・都市計画税	76,588人	26,538人	34.65%
軽自動車税	83,008件	13,337件	16.07%

情報政策（情報政策課）

1. 電子自治体の推進

(1) 鳥取市情報化推進方針

本市の情報化施策を総合的・効率的に推進するため、情報化推進本部（本部長：市長）、その下部組織として情報化推進委員会（委員長：総務調整局長）を設置しており、平成26年度に改定した鳥取市情報化推進方針（平成27年度から5年間を対象とする）に基づき、情報化を推進している。

(2) 地域情報化

平成13年9月に市内の公共施設を高速通信網で接続する地域イントラネットを構築した。

同時にスポーツ施設予約システムを整備し、インターネット上から市営の野球場やテニスコート等予約できるようにしてきた。

平成24年3月には、スマートフォンなどの携帯端末の普及に対応した市民・本市来訪者の情報収集・情報発信の利便性を向上による魅力あるまちづくりの一環として、本市の主要公共施設に無線LANを利用したインターネット接続環境を整備し、後年に利用可能施設の拡大を順次行った。（利用可能施設：112施設）

平成25年1月には前述の施設予約について県と共同利用による新たなシステムを導入するとともに、平成25年4月からは利用施設を文化施設にまで拡大した。

平成29年2月には市が保有する各種情報データを地図情報としてわかりやすく提供するための公開型地理情報システム（GIS）や市民が二次利用しやすい形で提供するオープンデータの運用を開始した。

平成29年4月には行政手続きのオンライン化を推進するため、各種行政手続きの申請・届出やイベント等の参加申し込みをインターネット経由で行える、電子申請システムの運用を県内自治体との共同利用で開始し、平成30年1月からは手数料等を電子決済できる機能を追加した。（利用可能手続き：63手続き）

2. 情報格差の是正

(1) 新市広域CATV網整備

市町村合併に伴うエリア拡大による情報格差の解消を図るための重要なインフラとして、平成16年度から平成18年度の3年間で全市域にケーブルテレビ網を整備し、各家庭に接続。平成22年10月には、

CATVコミュニティチャンネルを利用し、コミュニティデータ放送を開始した。今後も、双方向などの各種サービスを提供していく。

【事業概要】

(単位：千円)

年度		平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計
事業費		71,400	3,138,212	770,816	3,980,428
財源	起債	62,100	2,776,200	708,400	3,546,700
	県交付金	2,988	106,579	27,688	137,255
	一般財源	6,312	255,433	34,728	296,473

【整備内容】

サブセンター（中継局）4箇所、幹線光ファイバーケーブル232km、
 幹線同軸ケーブル242km、分配線同軸ケーブル354km、光伝送受信装置124台
 双方向幹線分岐線増幅器1,152台・双方向延長増幅器982台・無停電装置753台

【加入状況】

(平成30年3月現在)

新市エリア

市全体

ケーブルテレビ加入数 11,493件 加入率 71.7% 54,215件 69.5%

(2) 移動通信用鉄塔施設整備

日常生活に不可欠なインフラとしての携帯電話の不感地区を解消するため、過疎地域・辺地などへの国庫補助事業等を利用して、移動通信用鉄塔施設を整備する。平成22年度までに20局を整備し、本市における不感地区（集落のあるところ）はすべて解消した。

3. 情報セキュリティ対策

平成16年度に策定した情報セキュリティポリシー、並びにシステム別の情報セキュリティ実施手順に基づいて、物理的な情報の保護対策と情報を利用する職員のモラル向上を図っている。

平成21年度より、情報セキュリティ内部相互監査を始めた。

平成22年度より、ICT部門の業務継続計画（BCP）の策定を開始し、平成24年度には大規模地震を想定した計画を策定した。

平成27年度には、マイナンバー制度の導入に適合した情報セキュリティポリシーの改訂を実施した。

平成28年度には、業務システムを利用する市内ネットワークからインターネットの分離や、セキュリティ監視機能を県内自治体で共同運営する「自治体情報セキュリティクラウド」に接続し、インターネットを含めた外部からの脅威に対しセキュリティ対策を強化した。

4. 電算事務の促進及び運用管理

(1) 住民情報系システムの運用管理

電算事務の運用（処理）に必要な情報システム及び安全設備、後処理機、空調機等の確保並びにこれらの正常な稼働の確保に努めている。

平成28年1月にはホスト系システムからオープン系システムへ再構築するとともに、マイナンバー制度への対応を行い、システムの一元管理を始めた。

平成30年3月には平成30年4月の中核市移行に向けたシステム環境の整備を行った。

(2) 情報システムの開発、機能変更、運用管理

業務主管課における情報システムの開発、機能変更の支援並びに情報システムの適切な運用管理を行っている。

平成27年度には全庁統合型地理情報システム（GIS）の運用を開始した。

平成27年度には庁舎外に庁内システム用のクラウドサーバを構築し、各システム更新にあわせて順次移行することで、安定稼働の確保に努めた。

5. 記録情報の保存管理

(1) 情報の適切な管理

個人情報の適切な管理及び目的外利用防止のため、個人情報の利用状況を記録している。

(2) 記録情報の保護

記録情報の定期的なバックアップの更新並びに耐火金庫への保管により記録情報の保護を図っている。平成28年1月からは、住民情報系システムのネットワーク型遠隔バックアップ機能（市内2箇所、県外1箇所）を導入し災害時に備えている。

建設業者格付・入札（検査契約課）

1. 建設業者の格付

平成17年度に本市独自の建設業者格付制度を導入し、2年間有効な入札参加資格のうち土木一般など6工種で格付を行っている。

平成29年度においては、市発注工事の成績、優良工事表彰の実績、業者の技術力などを基にした平成29・30年度格付を運用している。

2. 入札制度の適正化

入札参加資格に関する調査、入札・契約に関する規則等の改正、新たな制度の試行などにより、入札制度全体の適正化を図っている。

平成29年度は、測量等業務における最低制限価格制度を試行から本格実施へ移行したほか、建設工事の調査基準価格及び測量等業務の最低制限価格の算出に用いる係数の引き上げ等を行い、入札・契約制度の適正化に努めている。

3. 入札等審査委員会

市が発注する建設工事等の透明性、客観性を確保するため、学識経験者等の第三者で構成する入札等審査委員会を設置している。委員会では、入札及び契約手続きに関する要綱等の改正、談合情報の調査結果等について審議し、市長への意見具申を行っている。

4. 優良工事表彰制度

市発注の建設工事全般を対象とした優良工事表彰制度を導入し、建設業者の施工意欲及び施工能力の向上と、工事品質の向上を図っている。

5. 小規模修繕等契約希望者登録制度

本市が発注する1件あたり50万円未満の小規模な修繕等の契約について、市の建設工事入札参加資格を受けていない者で、市内に主たる事業所を有する小規模事業者を対象に、2年間を登録期間とした制度を設け、登録業者への発注促進を図っている。